

社会福祉施設・医療施設の 防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ

福祉医療貸付部

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、被災等が生じた際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

この度、防災・減災のための施設整備に対する優遇融資を改編しました。ぜひご活用ください。

《対象となる施設》

- I・・・高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- II・・・耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業

※下記条件はいずれも補助事業に限ります。補助がない場合は別途ご相談ください。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	I：全期間無利子 II：0.9%（据置期間中無利子）※1	0.9%～1.4%
償還期間	30年以内 ※2	20～30年以内
据置期間	3年以内 ※3	2～3年以内
融資率	95%	70～80%

※1 令和5年8月1日時点：償還期間20年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 通常の貸付において最も長い償還期間（病院等の条件）です。施設種類により償還期間は異なります。詳細につきましてはお問い合わせください。

※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

- 上記条件のほか、ご融資には、担保が必要です。
- 保証人は経営者保証に依存しない「保証人不要制度」を活用することができます。また、借入申込者の希望により連帯保証人をたてることも可能です。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298

◎東京本部福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216

◎大阪支店医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219